

テーマ 企業に求められる「ビジネスと人権」への対応について

現在、日本においては、政府が令和2年(2020)に策定した『「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)』に続けて、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を令和4年(2022)に策定し、日本企業が経済活動の中で取り組むべき人権尊重を、実践的な視点から支える基礎作りが進んでいます。

人権を確保し、持続可能な社会と経済発展を実現するためには、政府や大企業だけでなく、中小企業や生活者・消費者、市民社会等の全ての主体が手を携えて、力強いパートナーシップを構築していく必要があります。また、企業への投資や公共調達において、人権に関する取組が重視されるなど、企業には、セクターや規模を問わず人権尊重への取組を行うことが求められています。



01 企業に求められる「ビジネスと人権」への対応

令和2年10月に『「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)』が策定され、企業の事業活動全体があらゆるステークホルダー(消費者、労働者、顧客、取引先、地域社会及び株主等の利害関係者)の人権にもたらす影響を考え、人権を守り尊重していくことが企業に求められています。また、近年、企業活動における人権尊重への注目が高まっており、「人権問題」への対応は、時として、企業の価値に大きく関わります。

企業が人権尊重の取組をするメリットはなんですか？

企業が人権尊重の取組を行うことは、従業員にとっては、ハラスメントの撲滅、ワークライフバランスの推進等、誰もが働きやすい職場環境が整備され、生産性が向上します。また、顧客との信頼関係強化や新規顧客の開拓にもつながります。企業の評価が高まれば、優秀な人材が確保でき、社会的な存在価値も上がり、利益の拡大にも影響します。株主や投資家にとってもプラスになります。

一方、企業の人権に関する取組が不十分な場合、販売停止、既存顧客や政府との取引の停止、不買運動による売上低下、株価の暴落、罰金の発生など企業の大きな損失につながる可能性があります。

02 企業における人権研修の重要性

長時間労働による過労死、就職活動や職場におけるセクハラやパワハラなどのハラスメント(嫌がらせ)、不当な差別など、企業に関わる様々な「人権問題」がメディア等で大きく取り上げられることがあります。こうした人権問題への対応は、時として、企業の価値に大きく関わります。そのため、全ての人が持っている固有の権利である「人権」の観点から企業活動を見直そうとの動きが国内外において高まっており、企業の社会的責任(CSR)や社会的責任投資(SRI)に対する関心の高まりと相まって、人権尊重の考え方を積極的に企業方針に採り入れたり、職場内で人権に関する研修を行ったりする企業が増えています。



〈人権イメージキャラクター〉
人KENあゆみちゃん 人KENまもるくん

人権研修は法務局にご相談ください

企業における人権研修によって、従業員が安心して仕事に取り組むことができ、生産性の向上につながるほか、リクルートにおける好感度アップにもつながり、優秀な人材の確保に役立つと考えられます。

秋田地方法務局では、企業等からの要望に応じて、無料で講師を派遣し、人権研修を実施しています。また、企業における人権研修で活用できる人権啓発冊子を配布するとともに、人権啓発動画の貸出しをしています。従業員への人権研修を企画する際は、最寄りの法務局にご相談ください。

☎ 018-862-1443

企業研修のテーマの例

- 1 人権一般(ビジネスと人権含む)
- 2 女性の権利
- 3 ハラスメント
- 4 性的マイノリティ
- 5 インターネットによる人権侵害
- 6 障害者の権利
- 7 高齢者の権利
- 8 その他(企業の要望に応じて対応可)



執筆 者

秋田地方法務局
人権擁護課 課長

濱山 誠

Hamayama Makoto

Myじんけん宣言について

企業が関わる「人権問題」がメディア等で大きく取り上げられ、国際的にも国内的にも企業や組織の不祥事には、社会が極めて厳しい目を向けるようになっていきます。

国連が策定した「ビジネスと人権に関する指導原則」では、企業には「人権尊重の責任」があるとされており、企業活動を行う上で人権にいかに対応しているかが、社会が企業を評価する上で大きな要素となっています。

Myじんけん宣言とは、企業・団体のトップや幹部の方に、人権尊重に対する決意等を「Myじんけん宣言」として表明してもらうことで、企業・団体の人権に関する取組を促進する法務省のプロジェクトです。

「Myじんけん宣言」をするメリットはなんですか？

「Myじんけん宣言」をすることで、企業が人権尊重に取り組んでいることを企業の内外に表明することができます(公益財団法人人権教育啓発推進センターのホームページ等に掲載されます)。その結果、社内の意識が統一され、取組の推進スピードが上がったり、外部からの協力も得やすくなります。近年は、公共調達において人権尊重の確保が求められたり、取引先から人権に配慮するよう求められることも考えられます。

法務局では、少しでも企業の皆様のお役に立てるよう人権研修等に取り組んでいますので、社員等への研修をご検討・企画する際は、お気軽にお声がけください。